

新型コロナウイルス感染症拡大による大阪府における  
医療非常事態宣言発令中の対応について

一般社団法人大阪発明協会

●大阪発明協会:新型コロナウイルス感染症拡大に伴う業務時間の変更について

一般社団法人大阪発明協会は、新型コロナウイルス対応の特別措置法に基づく緊急事態宣言を踏まえ、4月12日(月)より当面の間、事務職員の時差出勤の実施のため、事務局の業務体制ならびに業務時間を下記の通り変更いたします。

月～金曜日:時短業務に移行

土・日・祝日:休み

業務時間(月～金):10:00～17:00

通常の業務体制に戻る際は、改めてお知らせいたします。

(医療非常事態宣言が解除された時点で、通常業務に復帰いたします)

皆さまには大変ご不便をお掛けしますが、何卒よろしくお願い申し上げます。

※ 複写関係等のサービスにつきましては、通常通り受け付けております。

皆さまには大変ご不便をお掛けしますが、何卒よろしくお願い申し上げます。